

産業廃棄物処分業許可証

住 所 香川県坂出市昭和町二丁目7番13号

氏 名 株式会社瀬戸アスコン

代表取締役 梶浦 剛史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 令和7年1月10日

許可の有効年月日 令和12年1月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業（破碎処分に限る。）以上

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎処分：①がれき類（ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設 1基

設置場所：香川県高松市牟礼町大町字羽間2547番19、2547番24、
2547番26 以上

設置年月日：令和6年8月31日

処理能力：①がれき類 360t/日（45t/時間×8時間）

許可年月日：令和6年2月26日

許可番号：2023-82-001

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年1月10日（当初許可）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白